

議案第 95 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

平成 25 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家指定管理者

1 指定に係る施設の名称

北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家

2 指定の相手方

北名古屋市西之保中社 8 番地

公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター

会長 森 川 孝 一

3 指定の期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで